

## 交通機関不通時及び気象警報発令時の授業措置について

千葉県立鎌ヶ谷西高等学校

平成25年8月30日より気象庁「特別警報」の運用が開始されたことをふまえ、台風接近時等の授業措置について一部を見直し、下記のように対応しております。

つきましては、趣旨をご理解の上、お子様の登校に際しご配慮いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 台風等の影響により交通機関が不通の場合

- (1) 午前7時の時点で、台風等の影響により東武野田線（六実―柏間）に運休箇所がある場合は、他の交通機関利用者も含め、自宅待機とします。
- (2) 午前7時すぎから9時までの間に、東武野田線（六実―柏間）の運行が再開し、運休箇所がなくなった場合は、安全に十分留意して10時30分をめぐりに登校させてください。始業を2時間遅らせ、3限から授業を行います。
- (3) 午前9時になっても、東武野田線（六実―柏間）に運休箇所がある場合は、臨時休業とします。

\*他の利用交通機関が不通の場合は、利用者各自で運行再開まで待機し、再開後は、安全を確保した上で登校させてください。

#### 2 台風の接近等により気象警報が発令された場合

- (1) 午前7時の時点で、鎌ヶ谷市に、台風等による大雨警報および暴風警報の両方が発令されている場合は、自宅待機とします。
- (2) 午前7時すぎから9時までの間に、大雨警報もしくは暴風警報の両方、もしくはいずれか一方が解除された場合は、安全に十分留意して10時30分をめぐりに登校させてください。始業を2時間遅らせ、3限から授業を行います。
- (3) 午前9時の時点でも、鎌ヶ谷市に、台風等による大雨警報および暴風警報の両方が発令中の場合は、臨時休業とします。

\*警報が解除されていても、十分に安全を確認して登校させてください。

#### 3 特別警報が発令された場合

午前7時の時点で、鎌ヶ谷市に、何らかの特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

## 気象警報の発令地域について

平成22年5月より気象警報の方式が変更され、現在では各市町村ごとに警報が発令されています。このため、本校の学校運営についても、学校所在地である鎌ヶ谷市の気象状況で判断しております。

テレビ等、一部のメディアでは、時間や表示文字数の関係から、一部市町村のみの警報を、「東葛飾」「千葉県北西部」などにまとめて表示する事があります。

鎌ヶ谷市の警報につきましては、気象庁ホームページの他、国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト等で確認できます。

## 特別警報について（気象庁HPより抜粋）

気象庁は、平成25年8月30日（金）に「特別警報」の運用を開始しました。「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらし、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

## 「特別警報」イメージ

